

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業 プロポーザル実施要項

1. 趣旨

佐川町は、町の魅力発信、認知向上、町内事業者や生産者の所得向上を目的とし、令和5年に道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」を整備した。道の駅の管理運営を担う組織として、一般財団法人しあわせづくり佐川（第三セクター）を選定し、民間のノウハウを活かしながら行政の意向を反映できる指定管理制度により運営している。本事業は、佐川町、一般財団法人しあわせづくり佐川及び西村商店を構成員とする「佐川町水産加工連携協議会」が、まきのさんの道の駅・佐川を拠点とし取り組む、水産加工品の安定的な製造と広域流通を実現させ、地域の食文化を全国へ発信することを目的とする。

本要項は、佐川町水産加工連携協議会が実施する水産加工施設整備事業について、佐川町が代表として発注する工事の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

※本事業は、「公益財団法人水産物安定供給推進機構」が所管する令和8年度水産加工連携プラン助成金を活用し実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業

(2) 業務内容

別紙 まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業 仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月10日（水）まで

3. 業務（事業費）限度額

50,000千円未満（消費税および地方消費税相当額を含む）

※業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (2) 佐川町から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 社会更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしていないこと。
- (4) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項の5の排除措置対象者に該当しないものであること。

6. プロポーザルのスケジュール

日付	項目	必要書類等
令和8年10月14日（水）	実施要項公表（本町ホームページ）	
令和8年10月19日（月） 午後5時まで（必着）	質問書提出（電子メール）	・ 質問書（様式1）
令和8年10月20日（火）	質問書に対する回答（本町ホームページ）	
令和8年10月28日（水） 午後5時まで（必着）	参加表明書提出（電子メール） 企画提案書提出（電子メール）	・ 参加表明書（様式2） ・ 会社概要書（任意様式） ・ 業務実績書（様式3） ・ 誓約書（様式4） ・ 企画提案書（任意様式） ・ 業務工程表（任意様式） ・ 見積書（任意様式）
令和8年10月29日（木）	選定委員審査	プレゼンテーション
令和8年10月30日（金）	審査結果公表（本町ホームページ）	
令和8年11月2日（月）	契約（予定）	

※審査、審査結果公表及び契約は日程を変更する場合がある

7. 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問は、質問書（様式1）を

電子メールにより、「15. 事務局」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和8年10月19日（月）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

参加者からの質問及びその回答は、質問者の名を伏して令和8年10月20日（火）に、本町ホームページに掲載する。

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5. 参加資格要件」を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式2）

②会社概要書（任意様式で既存のパンフレット等で可）

③業務実績書（様式3）

過去に行った類似業務の実績がある場合は記入し、最大3件までについてその概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類（契約の写しなど）を添付すること。

④誓約書（様式4）

誓約書の記載方法等を熟読し、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書に必要事項を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年10月28日（水）午後5時まで（必着）

9. 企画提案書類の提出

企画提案書は、本要項及び仕様書を熟読のうえ、以下により提出すること。なお、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜる等、専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

②業務工程表（任意様式）

③見積書（任意様式）

(2) 作成上の留意点

①企画提案書の用紙サイズはA4判（片面印刷15枚以内）で作成すること。

②見積書は本業務の限度額を超えないこと。

③提案書の表紙には、タイトル（まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業）、

提出年月日、会社名・代表者名を記載すること。

- ④使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び軽量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（3）構成とポイント

①業務遂行能力

ア．業務を的確に実施するための、人員配置、担当者の経験年数等について記載すること。

イ．佐川町水産加工連携協議会との連携体制について記載すること。

ウ．本業務に活かすことのできる類似業務の実績を成果とともに記載すること。

②企画提案力

ア．次の事項に着目し記載すること。

- ・現状及び課題を踏まえた実施方針
- ・事業の拡張性及び継続性
- ・ランニングコスト及び環境への配慮
- ・水産加工品の流通、販路拡大の具体的プラン

イ．本業務の契約締結を11月上旬とした場合の具体的な工程表を記載すること。

ウ．佐川町水産加工連携協議会が選定した冷凍設備等について、効率的な配置及び運用について記載すること。

（4）提出方法及び提出先

電子メールにより、「15．事務局」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。

なお、提出期限以降に提出のあった企画提案書は一切受け付けない。

（5）提出期限

令和8年10月28日（水）午後5時まで（必着）

10．企画提案書の審査方法

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業選定委員会において企画提案書の内容を公平に評価し、最も優れた提案内容の事業者を選定します。

（1）選定委員会

選定委員会の委員は、事前公表を行いません。

（2）審査

①審査会

令和8年10月29日（木）

②審査場所

佐川町役場2階中会議室1

※オンラインでの審査会とします。

③審査内容

- ア．提出された企画提案書等に従いプレゼンテーションを行うこと。
- イ．1 提案者について3名までの出席とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングは20分程度（計40分以内）とする。
- ウ．プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

④審査のポイント

以下の内容に配慮し、最上位を決定します。なお、評価点数の設定や評価内容については公表しない。

- ・業務実績
- ・業務実施体制
- ・提案内容（的確性、拡張性、妥当性）
- ・見積価格

⑤審査結果

令和8年10月30日（金）に本町ホームページにて公表し、参加者には別途通知する。

1 1．受託候補者の決定

本企画提案の受託候補は、次により決定する。

- （1）選定委員会において得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を受託候補者とする。
- （2）プロポーザル参加者が1名の場合でも審査・評価は実施し、選定委員会が適切な事業者であると判断した場合は、受託候補者とする。
- （3）審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 2．無効となる企画提案等

- （1）企画提案作成上の留意点に示された条件に適合しないもの。
- （2）企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- （3）虚偽の内容が記載されているもの。
- （4）審査の公平さに影響を与える行為が認められた場合。
- （5）その他、選定委員会が不適合と認めた場合。

1 3．契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- （1）選定委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。また、特別な理

由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本町は受託候補者とする。

(1) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

1 4. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は1つの提案しか行うことができないものとする。
- (3) 提出期限以降における再提出は認めない。
- (4) 提出された提案書にかかる著作権は、元来第三者に既存するものを除きそれぞれの提案者に帰属する。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告書等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 本事業にかかる事業費は、佐川町議会本会議に補正予算として上程する。本会議で予算の議決が得られなかった場合は、事業の実施を見送る場合があるが、佐川町は受託候補者に対していかなる責任も負わない。
- (6) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1 5. 事務局

〒789-1292

高知県高岡郡佐川町甲 1650-2

佐川町役場 産業振興課 商工振興係（担当：田村）

TEL：0889-22-7724

FAX：0889-22-4950

E-mail：sk07010@town.sakawa.lg.jp

様式 1

質 問 書

令和 年 月 日

佐川町長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者資格氏名

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質問事項	要 旨

注) 質問事項は、要点を簡潔に記載してください。

様式 2

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

佐川町長 様

参加表明者

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者資格氏名

関係書類を添付のうえ、まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業プロポーザルへの参加を表明します。なお、本書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

1 事務所の概要

名 称	
所 在 地	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

2 本プロポーザルに関する連絡先

連絡担当者	(所属) (役職) (氏名)
電 話 番 号	
メールアドレス	

注) 表明者は本社・本店名とすること。

様式 3

業務実績

過去 10 年間の実績 類似業務 : 計 件

※以下には、最大 3 件について、概要を記載してください。

発注者	業務名	業務の概要	実施期間

注 1) 上記、実績に係わる契約書の写し（契約の要素が記載された表書きの部分のみで可）を添付

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 23 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第 2 条第 2 項第 5 号のいずれにも該当する者でないことを佐川警察署に照会することを承諾し、契約後に該当することが判明した場合、契約の解除等の町が行う一切の措置及び当方が被る不利益について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

佐川町長 様

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者 職名 氏名

記

役員等名簿

職 名	氏 名	生年月日	性 別	住 所

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、佐川町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 63 号）の規定に基づき取り扱うものとし、暴力団排除規則に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、佐川町がこれらの情報をもとに佐川警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1) から (4) までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
 - (ア) 支配人を置く場合は、支配人
 - (イ) 佐川町との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - (ウ) 佐川町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 第2条第2項第5号 （抜粋）

- (5) 排除措置対象者 国から通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）をいう。
- エ アからウまでに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業仕様書

1. 業務名

まきのさんの道の駅・佐川 水産加工施設整備事業

2. 目的

本事業は、佐川町、一般財団法人しあわせづくり佐川及び西村商店を構成員とする「佐川町水産加工連携協議会」が、まきのさんの道の駅・佐川を拠点とし、取り組む水産加工品の安定的な製造と広域流通を実現させ、地域の食文化を全国へ発信することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和9年2月10日（水）

4. 業務内容

佐川町水産加工連携協議会が取り組む、水産加工品の安定的な製造と広域流通、地域の食文化の発信に関して、冷凍製造等の整備及び運用支援を行なう。

（1） 冷凍設備等の整備プランの作成

佐川町水産加工連携協議会が選定した冷凍設備等（別紙1）の設置及び運用について具体的な整備プランを提示すること。なお、冷凍設備等を設置する箇所は、まきのさんの道の駅・佐川の屋外（別紙2）であることから、冷凍設備等を収納・保護する建屋についても提示すること。※業務（事業費）限度額は、建屋整備に係る費用を含むものとする。

（2） 冷凍設備等の整備

冷凍設備等の水産加工施設整備工事を実施すること。工事費には、設計費、建屋工事費、冷凍設備等整備費（設置費用含む）及び施設開業にかかる全ての費用を含むものとする。ただし、食品衛生法に基づく営業許可は含まない。

（3） 冷凍設備等の整備後の運用支援

水産加工品の流通及び販路拡大等に関して、佐川町水産加工連携協議会と連携し運用支援を行なうこと。なお、運用支援は、佐川町水産加工連携協議会が運用に関して自走できるまでの期間とし、双方協議により決定する。

（4） 追加提案

その他、冷凍設備等の整備及び運用等にあたって有益な提案を提示すること。

5. 報告及び検査

佐川町水産加工連携協議会は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の履行状況や

その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

6. 個人情報の保護

業務の履行においては、佐川町個人情報保護法及びその他関係法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務目的以外には使用しないこと。また、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。また、業務完了後も同様とする。

7. 佐川町水産加工連携協議会との協議

本業務の実施に当たっては、佐川町水産加工連携協議会と十分な連絡、調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。また、仕様書に定めのない事項については、適宜、本町を窓口とし、佐川町水産加工連携協議会と協議すること。

※協議の窓口は、佐川町産業振興課とする。

8. その他

受託者は請負業務の全部が完了したときは、遅滞なく本町に業務完了報告書を提出しなければならない。

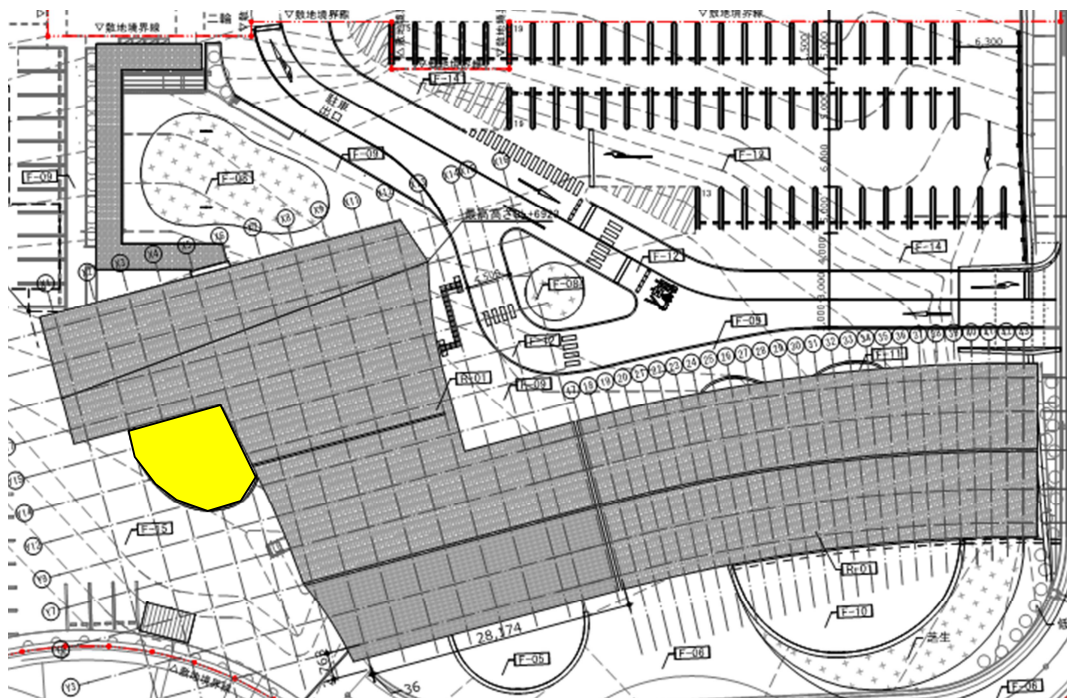
別紙 1

佐川町水産加工連携協議会が選定した冷凍設備等

機器等名称	仕様	数量
プレハブ冷凍庫（カノウ冷機二元冷凍機） W2,700×D3,300×H2,400	－60℃	1
プレハブ冷凍庫（－60℃プレハブ冷凍庫前室） W1,800×D2,700×H2,400	－20℃	1
キャビネットテーブル W1,500×D750×H800		1
タテ型冷凍庫 W1,500×D800×H1,910	HF－150B3－ML	1
L型運搬車 W900×D600×H845	MWL－096	2
作業台 W1,200×D750×H800		2
液体急速凍結庫 W1,250×D890×H1,580	HLF－20A3－AL	2
真空包装機 W1,075×D810×H987	HPS－900A3－L	1
作業台 W900×D750×H800		1
2 槽シンク W1,200×D750×H800	SUS304	1
電解水生成装置 W285×D145×H335	WOX－50WB	1
チップアイスメーカー W900×D600×H800	CM－100M－50	1
天板 W905×D750×H40		1
焼き台（カツオのたたき） W600×D600×H800		3

別紙 2

冷凍設備等を設置する箇所（黄色着色部：約 126 m²）



※別途、参考図面を提供する。